

景観法及び福島県景観条例に基づく届出事前指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）、福島県景観条例（平成10年福島県条例第13号。以下「条例」という。）及び福島県景観条例施行規則（平成10年福島県規則第84号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、福島県景観計画（以下「景観計画」という。）区域における法第16条第1項の規定による届出（当該行為の届出をした後にその行為の内容を変更することにより本協議の対象行為となる場合にあっては、同条第2項の規定による届出。以下「届出」という。）に先立つ事前指導について必要な事項を定めることにより、基本設計等の早い段階で適正な景観形成を誘導し、もって、優れた景観の保全及び創造を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前協議 景観形成に及ぼす影響に関する届出に先立つ協議をいう。
- (2) 行為者 行為をしようとしている者をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(事前協議)

第3条 景観計画区域内において、法及び条例に規定する届出対象行為のうち次の各号に掲げる行為をしようとする行為者は、法第16条第1項又は第2項に規定する届出をする30日前までに、当該行為地を所管する地方振興局長に事前協議をするものとする。

- (1) 景観計画区域（景観形成重点地域を除く）
 - ア 建築物 高さ31mを超えるもの又は延べ面積が15,000㎡を超えるもの
 - イ 工作物 地盤面から当該工作物の上端までの高さが31mを超えるもの
- (2) 景観形成重点地域
 - ア 建築物 高さ13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
 - イ 工作物 地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの

2 地方振興局長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議をした行為者に対し、実施要領で定めるところにより、当該協議に係る行為が景観形成に及ぼす影響に関する調査（以下、「景観影響調査」という。）を行うことを求めることができる。

(適用除外)

第4条 前条の規定は、次の各号に掲げる行為には適用しない。

- (1) 法第16条第5項に掲げる国の機関又は地方公共団体が行う行為
- (2) 法第16条第7項に掲げる行為
- (3) 条例第12条に掲げる行為

(提出方法)

第5条 事前協議をしようとする行為者は、景観計画区域内における行為の事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に次に掲げる図書を添付して、地方振興局長へ提出し、協議するものとする。

- (1) 省令第1条第2項第1号、同第3号、及び条例第9条各号に規定する図書
ただし、行為の設計又は施行方法が完全に確定していない場合にあっては、以上の図書に準じた建築計画若しくは、建築物又は工作物の概要を記載した図書
- (2) 第3条第2項に規定する景観影響調査の結果を記載した図書（景観法及び福島県景観条例事務処理要領に規定する様式第16号。以下「景観影響調査書」という。）
- (3) 地方振興局が行為地の市町村へ意見照会することに対する同意書（様式第2号）
- (4) 第3条の規定に基づく協議に関する業務及びこれに付随する業務を委任する場合は委任状（参考様式参照）

2 事前協議書の提出を受けた地方振興局長は、1部を行為地の市町村の長に送付し、意見の提出を求めるものとする。

(指導基準)

第6条 地方振興局長は、事前協議のあった行為に係る景観計画で規定する景観計画区域（景観形成重点地域を除く）又は、景観形成重点地域における各景観形成基準に照らし、必要な指導、助言等を行う。

(結果の通知)

第7条 前条の規定に基づく地方振興局長の指導、助言等は、行為者に文書により通知（様式第3号、第4号。以下「結果通知」という。）するものとする。

2 地方振興局長は、前項の規定の基づく結果の通知の内容を市町村長に通知するものとする。

(協議状況の報告)

第8条 地方振興局長は、当月分の協議状況を翌月10日までに環境評価景観室に報告する。

(実施要領)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の条例第12条及び第20条の規定に基づき提出された事前協議書については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の事前協議書

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所
協議者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名 ④
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

景観法及び福島県景観条例に基づく届出事前指導要綱第3条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり協議します。

地域の名称	(1) 景観計画区域（景観形成重点地域を除く） (2) 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域				
行為の種類	(1) 建築物の建築等	用途	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）		
	(2) 工作物の建設等	種類	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）		
行為の場所					
行為の着手予定日	年 月 日				
行為の完了予定日	年 月 日				
行為の設計又は施行方法	建築物の建築等		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
		構造及び階数	造 階建		
			屋 根	外 壁	
		外観の仕上げ材料	()	()	
		色 彩	()	()	
	形態及び意匠				
	敷地の緑化の方法				
	工作物の建設等		届出部分	既存部分	合計
		築造面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	() m	() m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
構造（形態及び意匠を含む。）					
色 彩		()			
敷地の緑化の方法					
備考					
※ 受付日	年 月 日				

備考

- 1 行為の種類に応じた景観法及び福島県景観条例に基づく届出事前指導要綱第5条に掲げる図書を添付すること。
- 2 「地域の名称」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。また、建築物の建築等にあつては建築物の用途（例 住宅、マンション、商店、工場、商業ビル等）、工作物の建設等にあつては工作物の種類（例 煙突、高架水槽、アスファルトプラント等）を記入すること。
- 4 「行為の着手予定日」とは、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、現実に工事等に着手する日をいう。
- 5 「備考」の欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入すること。
- 6 「建築物の建築等」の欄には、届出に係る建築物が2以上ある場合は、「敷地面積」の欄及び「敷地の緑化の方法」の欄のみを記入し、建築物ごとに付表1「建築物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 7 「工作物の建設等」の欄には、届出に係る工作物が2以上ある場合は、それぞれの工作物の建設等の面積の合計及び敷地の緑化の方法のみを記入し、工作物ごとに付表2「工作物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 8 「外観の変更面積」の欄には、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積を記入すること。
- 9 「外観の仕上げ材料」の欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル、ガラス等）
- 10 「色彩」の欄には、色調及びマンセル値（表色系）を記入すること。（例 濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、薄い灰色（N 8）、淡い緑色（1 0 G 6 / 2））
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」の欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面サイン又は外壁サインを含む。）にその色調及びマンセル値（表色系）を明示すること。
- 11 「外観の仕上げ材料」の欄及び「色彩」の欄の（ ）内には、既存部分の状況を記入すること。
- 12 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」の欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入すること。
- 13 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面等に記入すること。
- 14 ※印の欄は、記入しないこと。
- 15 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

付表 1

建築物別の設計又は施行方法

建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造及び階数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形態及び意匠			

付表 2

工作物別の設計又は施行方法

工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		

様式第2号（第5条関係）

同意書

福島県 地方振興局長

景観法及び福島県景観条例に基づく届出事前指導要綱第3条第1項の規定に基づく下記協議に関して、貴職が当該協議を要する行為の存する市町村へ意見照会することに同意します。

記

地域の名称	(1) 景観計画区域（景観形成重点地域を除く） (2) 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域	
行為の種類	(1) 建築物の 建築等	用途
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の 建設等	種類
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
行為の場所		

年 月 日

住 所

届出者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

委 任 状

代理人

氏 名

住 所

連絡先

TEL

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) _____ における

(行為の名称) _____ に関する

- ・ 景観法及び福島県景観条例に基づく届出事前指導要綱第3条の規定に基づく協議に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

平成 年 月 日

委任者

住 所

氏 名

印

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

福島県 地方振興局長

事前協議結果通知書

年 月 日付けで協議のありました行為については、福島県景観計画に規定される景観形成基準上、問題ありませんのでお知らせします。

つきましては、行為着手の30日前までに景観法第16条第1項（第2項）の規定に基づく届出を行ってください。

地域の名称	
行為の場所	
行為の種類	
備 考	

（事務担当：

電話

）

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

福島県 地方振興局長

事前協議結果通知書

年 月 日付で協議のありました行為について、次のとおり通知します。

つきましては、指導（助言）内容を検討の上、行為着手の30日前までに景観法第16条第1項（第2項）の規定に基づく届出を行ってください。

地域の名称	
行為の場所	
行為の種類	
助言の内容	
指導の内容	

（事務担当： 電話 ）